

議案に対する質 疑

まちづくり郡中の

経営状況について

問

先進事例の研究結果と地元商店街との協賛の方向性は？
また、テナントの運用状況と今後の補助金の見通しは？

答

研修事業として、どんぶり館・大洲まちの駅あさもや・フレッシュパークからりを視察した。特産品販売施設にて商品陳列・アイテム数・品数の構成等消費者の立場に立った商品配列の勉強をし、経営ビジョンについて意見交換し今後の町家運営に取り入れていきたい。地元商店街も、まちの活性化を図ろうと、みなみ地域振興協議会も発足しており、商店街とのイベントの協賛・販売促進の連携を進めていきたい。



町 家

町家内に掲示板を設置し、商店街の情報を流し、人の流れをつくっていくことも勉強会にて検討中である。

テナントは計十区画あり、一店が閉鎖し、その店舗を隣接する店舗が利用し、現在九区画となっている。オープンから一年四カ月でマネージャーが三人目となり、マネージャーの育成にも励んでいきたい。

予想以上の売上げもあり、補助金は前年度から半減しており、今後一層の自立に向けて頑張っていきたい。

平成十六年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について

問

市町の税の徴収、下水道の徴収率が低いと思われる。税の徴収率のアップの見通し、対策について伺いたい。

答

今年度以降の収納対策、徴収率アップについての対策
一・毎月第四日曜日に休日納付窓口を開設する。この日に設定した催告通知を行い、計画的な滞納整理を行う。
二・滞納処理班を設置し、納付意思を示さない税の滞納者には、滞納処理を前提とした預貯金・給与等の財産調査を行い、悪質滞納者には差し押さえを執行したい。
三・愛媛地方税納付整理機構が平成十八年四月一日設置予定である。機構職員が財産調査、滞納処理を断行することにより、厳しい滞納整理に導けると思われる。平成十七年度は、悪質滞納者に機構への

移管予定催告書を送付する。

平成十六年度双海町一般会計歳入歳出決算の認定について

問

住宅建設費の工事請負費は、一億九万五千円不用額になっている。これは、公営住宅下灘団地の事業だと思いが、不用額になった理由を伺いたい。

答

また、解体工事はできたとしても、建設が十七年度完成というようなことで進んでいたが、十七年度以降には、継続ができるのか、できないのか伺いたい。
下灘団地の住宅建設費については、十六年度決算において、一億九万五千円の不用額をみている。合併によって伊予市の当初予算にも九、九七六万五千円を計上し、議決をいただいている。予算議決後、建築にむけて周辺の皆様

方に御理解をいただくため、戸別訪問を行い、協力、同意を求めてきている。その中で、解体については理解を得られているが、住宅建設については、一部同意が得られていない状況もある。解体については、施行を計画していたが、三階の天井裏の鉄骨のむき出し部分に、アスベストではないかと疑わしき物が発見され、専門業者に解析をお願いし、報告を待っているのが現在の状況である。本体工事については、約六カ月間の期間を要するので、年度内の完成が難しい状況であるが、担当課としては県当局と協議をしながら建設に向けて動いているのが現状である。しかしながら、解体がうまくいったとしても住宅の年度内完成は、不可能というふうには判断せざるを得ない。取りやめも含めて県と協議をしたいという指示を担当課長に伝えた。県は、市に何とか取り組んでもらいたいというのが我々に向けた回答である。県・国の同意をいただいている現状から、今の段階では、建設に向けて進めたいかなければいけないだろう。しかしながら、それをやりとおすためには、地域住民の圧

倒的な理解と協力を得なければ、大変困難なことになるので、取りやめという選択肢、繰越という選択肢、この二つで考えていくというのが今求められていると判断している。



旧下灘支所

平成十六年度伊予市水道事業決算の認定について

問

老朽化した配水管の布設替えや、給水タンクの増設など、安定供給についての進捗状況と今後の見通しは。

答

水道の配水管の整備状況は、あと一キロメートル余り石綿管が残っているが、四〜五年で整備し、塩ビ管についても老朽管工事などの修理を順次している。

水源地については、森川水源で、今後臭気関係の施設が、また、宮下・八倉・高瀬の地下水源では、※クリプトスポリジウム対策の施設整備が必要と考えている。

※クリプトスポリジウム・・・
孢子虫類の寄生性原虫。

平成十七年度伊予市一般会計補正予算（第一号）の専決について

土のう問題について

問

七月の災害で通常では想像できない量の土のうが市内各所で必要になり、予想を大幅に上回る土のうを作った。緊

急用の土も間に合わない状況だったので、準備の土を増やしてはどうか。

各公民館に配布・市内各所にストックし、うまく保管しておけば翌シーズンも使えるのではないかと。

予算の有効利用という観点から、今後考えていただければか。

答

土のうが足りなくなつたのは、我々の予想をはるかに上回る雨のためであった。決して弁解をするのではないが、これを教訓にして、土のうの確保は当然のことと考えている。土のうは、基本的には消耗品扱いである。

予算執行について節約を言われたがそのとおりで、異論はない。

当然そういう観点から、予算執行を図っていくよう心がけている。

安広ポンプ場の第三発電機応急修理について

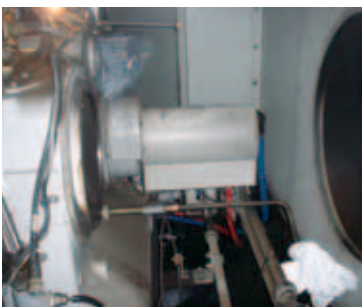
問

安広ポンプ場（伊予港内港安広川河口）には、何台のポンプを設置しているか。実際に、七月の集中豪雨時に故障でポンプを回せなかったのではないのか。

答

発電機が四機、ポンプが十二台あり、一機で三台を受け持っている。

今回の集中豪雨等の際に不良であったというわけではなく、耐久力の観点から考えて修繕をしておいた方がよいと判断し、応急修理をした。



修理前の第三発電機

伊予市過疎地域自立促進計画について

問

給食センター建設調査委託料について、委託内容を伺いたい。

答

学校給食施設については、旧伊予市は自校方式、旧中山・双海町はセンター方式で運営をしている。

全七施設のうち、既に五施設については耐用年数が過ぎており、港南中学校の給食室が運動場の中に残る問題もある。

児童の急激な減少による効率性、児童及び保護者、地域のニーズを的確にとらえての運営方針、施設整備計画などの早急な対応が求められている。

基礎調査で法令調査・類似調査・候補地の検討等を行い、アレルギー対策、地産地消の対策、衛生管理の※ハサップ

方式等の技術面での専門的なこと、財政を含めた経営面の検討を考えている。



港南中学校の給食室

※ハサップ方式・・・従来の出来上がった物の安全性を調べるのではなく、生産工程の各段階で、発生する可能性のある危害を分析し、各段階を連続的に監視し、生産物全体の安全性を確保しようとする方式。

マドンナカップについて

問

現在、宿泊は百パーセント松山のホテルになっているが、宿泊も含めて総合支援体制は検討できないか？

答

以前より宿泊に関しても伊予市（ウェルサンピア）での利用をお願いしているが、夏休みの繁忙期と重なり、また対戦相手との相部屋は問題があるとのことで、実現できていない。五十チーム総勢約百五十名の宿泊は、すべて松山のホテルの利用となっているのが現実である。宿泊以外の弁当等に関しては、伊予市の料飲組合を利用してもらっている。

本年よりメインスポンサーが辞退し、資金的にも運営が厳しくなっている。以前より、体協・市職員もボランティアで運営の応援をしており、本年より伊予農・地元ライオンズクラブ有志も参加し、大会の運営に協力している。

来年以降は、民泊も含めて伊予市として、手作りの特徴のある、お金をかけない高校生の大会らしいスポーツ大会にしていきたい。マドンナカップをみんなで支え、地域の活性化につながるよう、御理解をいただきたい。

伊予市ため池の保全に関する条例について

問

一・池の所有権を、市が譲り受けた場合の、管理や他の権利はどのようになるか。
二・罰則規定の決め方と、金額の基準の根拠を示して。
三・池の所有権が市に譲渡された時の、池の管理は誰がするか。
四・条例制定によって、土地改良区関係の池と五百平方メートル未満の池の管理はどうなるか。

答

一・池が市の所有になっても、水利権や使用収益権などは地元に残る。八条で地元と管理協定を結び共同で管理する。
二・義務を果たすか、果たさないかは、当然罰則が必要であり、紳士協定ならば不要である。二点とも、伊予市の顧問弁護士に相談し、決定した。
三・管理者は受益者の代表である。第八条により、管理及び保全に関する協定を結ぶ。施行が来年一月一日なので、

答

それ以前に、関係者に説明責任を果たしたい。
四・土地改良区が管理するものについては、条例の適用外である。五百平方メートル未満のものについても、条例の適用外である。



現在の稲荷八幡池

平成十七年度伊予市一般会計補正予算（第三号）について

問

アスベスト調査料についてお尋ねしたいが、アスベスト使用の施設が伊予市でどのくらいあるか。また、水道事業関係に、アスベストでつくった製品を利用しているか。

伊予市内七施設、十カ所に、一応疑わしい物が使われていると認識している。施設名としては、旧伊予市では、上野公民館の機械室、安広ポンプ場のポンプ室、大谷ポンプ場のポンプ室、中山地域事務所では、長沢体育館のポンプ室、中山農業センター（四カ所）電気室に二カ所、機械室に一カ所、それから研修ホルルの屋根裏、双海地域事務所管内は、豊田排水ポンプ室、旧下灘支所と七施設十カ所ということになる。

また、アスベストの製品利用であるが、八倉の水源地にアスベストらしき物を使用していると調査報告がきている。水道管の石綿管が老朽化で少し残っているが、これについては厚生労働省からの通達によると、使用に関しては一応問題はないということである。取り壊しの際、そういう問題が出てくるということである。使用に関しては、問題はないということである。